

# 今後の児童館・学童保育クラブのあり方方針 概要版

## 1 目的

児童館・学童保育クラブをめぐる社会ニーズの変化や放課後子ども総合プランの推進、児童館ガイドラインの改正等を踏まえ、10年後を見据えた児童館・学童保育クラブの青写真を示す。

## 2 検討の経緯

- 平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行し、地域子育て支援拠点などで利用者支援を行うこと、学童保育クラブ利用の対象児童の拡大など、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えることとしている。
- 平成30年10月に児童館ガイドラインが改正され、子ども・子育て家庭への身近な相談窓口など、児童館が果たす役割が非常に大きくなっている。
- 子育て家庭の生活状況の変化等を背景とし、小学校施設を活用して放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように、国から平成26年7月に放課後子ども総合プランが、平成30年9月には新・放課後子ども総合プランが通知された。
- 本区においては、子どもの数の増加等もあり、学童保育クラブのさらなる拡充整備といった量の拡充のみならず、質の確保も同様に図っていく必要がある。
- 上記を踏まえ、児童館・学童保育クラブが果たす役割や運営等について再構築を図る必要がある。

## 3 現状

P 1～

### <児童館>

児童館は、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の一つとして、昭和49年の区民センター児童館開設以来、令和2年3月までに15館（公営12館、民営3館）を開設し、運営している。

本区においては、平成2年8月に目黒区児童館運営指針（平成27年10月5日改定）を策定し、子どもの遊びや生活の支援、心身ともに健やかな育成、地域における子育て・子育ての連携及び支援、そして子どもの成長・発達に応じた0歳～18歳未満の切れ目のない支援を目的に運営している。

### <学童保育クラブ>

学童保育クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業として、昭和42年に鷹番小学校、上目黒小学校内に学童保育クラブ開設以来、令和2年3月までに31か所（公営17施設、公設民営10か所、民設民営4か所）を開設し、運営している。

本区においては、昭和56年2月に目黒区学童保育クラブ保育指針（平成27年10月5日改定）を策定し、子どもの安全・安心な生活の場を確保し、子どもの生活と遊びを支援することで子どもの健全育成を図るとともに、保護者が安心して働き続けるために子育て家庭の就労等を支援することを目的に運営している。

## 4 課題

P 2～

### <児童館・学童保育クラブ共通>

#### ア 子ども・子育て支援新制度への対応

学童保育クラブの対象児童が小学校3年生までから6年生までに拡大し、今後需要の実態に応じた検討が求められる。また、地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズの把握が求められる。

#### イ 放課後子ども総合プランによる影響

小学校内学童保育クラブの整備やランドセルひろば（拡充）等の際のさらなる充実が求められる。また、放課後は学校の外で過ごしたいと望む小学生や区立小学校以外に通学する小学生の居場所の確保が求められる。

#### ウ 児童館・学童保育クラブの運営体制

運営体制の抜本的な改革として、業務委託化の推進や職員の集約化を図っていくことが求められる。また、様々な職場へ異動し多くの業務を経験しながらスキルアップすることが求められる。

#### エ 運営に関する評価

児童館、学童保育クラブともに利用者や地域等の意見を取り入れながら、運営についての評価を行い、運営の改善や方向性の検討、職員の質の向上を目指していくことが求められる。

#### オ 行革計画等への取組

限られた財源の中で、児童館や学童保育クラブのサービス向上等への課題に的確に対応していくため、運営の委託化が求められる。また、子ども家庭支援センターのより一層の強化等のため、福祉職の人材を活用していくことが求められる。

#### カ 配慮を必要とする子どもへの対応

保護者の思いをできる限り受けとめ、ともに過ごす仲間と同様に活動ができるよう、より一層の工夫が求められている。また、児童虐待やいじめ等の発生予防、早期発見・早期対応に向けた役割がこれまで以上に大きくなっている。

#### キ 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（平成31年3月）

児童館はサービス等の認知状況・利用経験・利用意向としては高いが、子育てや教育に関し気軽に相談できる先としての認知は低い状況である。また、学童保育クラブは、利用時間の延長や対象学年の拡大が求められている。

#### ク 事業内容の再構築

児童館については、子育て家庭に寄り添った取組を行っていくとともに、学童保育クラブについても子どもの変化を捉えた対応がより一層求められる。

### <児童館>

#### ア 子育て家庭への支援や地域の子育て支援活動の拠点

保護者が気軽に相談でき、子育て家庭を孤立化させずに支援していけるよう、より一層乳幼児の活動の支援や相談事業を推進していくことが求められている。

#### イ 児童館ガイドラインの改正

配慮が必要な児童への対応、乳幼児と中高生世代との触れ合い体験、そしてこれまで以上に地域団体等との協働による児童館運営が求められる。

#### ウ 児童館の利用促進や中高生対応

アンケートなどの意見を参考に各児童館で検証しつつ、事業内容の工夫をし、利用を促進していくことが求められる。また、中高生対象事業については、開館時間の延長も含め検討が求められる。

#### エ 児童館整備が求められている地域への対応

南部地区や西部地区への児童館については、民間事業者による運営を基本に、区有施設や民間活力を活用した拡充整備を検討していく必要がある。

### <学童保育クラブ>

#### ア 入所希望者の増加

学童保育クラブ利用者の需要数は、令和7年度頃にピークが見込まれているため、学童保育クラブの拡充整備は喫緊の課題となっている。

#### イ 利用要件と利用時間延長及び対象学年の拡大

放課後子ども総合プランの実施を見据えつつ、利用基準指数など検討していくことが求められる。また、利用時間延長や対象学年の拡大など、実施に向けて検討をしていくことが求められる。

#### ウ 障害のある子どもへの対応

利用状況の変化に伴う受入体制の検討や、知識や経験を公営民営に関わらず継承していく体制づくりが求められる。

#### エ 学童保育クラブの大型化

将来的には基準条例に定める適正規模の実現を目指し、学童保育クラブ事業の充実を図っていくことが求められる。

#### オ 民営学童保育クラブとの連携・指導

今後、施設数及び民営の増加により指導監督業務が増大するため、近隣児童館との連携も含め学童保育クラブの質を確保する体制づくりを行わなければならない。

# 今後の児童館・学童保育クラブのあり方方針 概要版

## 5 課題解決の方向性

P 14～

目黒区子ども総合計画を踏まえ、次のとおり整理することとした。

### (1) 総合的な放課後等の居場所づくり

- 学童保育クラブ、ランドセルひろば（拡充）及び児童館等が連携しながら子どものさらなる安全、かつ、多様な体験ができる居場所づくりを推進していく必要がある。
- 本区においても「放課後子ども総合プラン」を実施可能な小学校から実施していく必要がある。
- 児童数が将来的に急増する可能性がある地域については、6年生までの対象学年の拡大を踏まえながら、小学校外についても学童保育クラブ整備を検討していく必要がある。
- 児童館整備が求められている地域への拡充整備を検討していく必要がある。

### (2) 児童館等の役割の再検討

- 子育ての交流を促進できるような場を提供し、より利用しやすい身近な児童館として運営していく必要がある。また、地域全体で子育て家庭を支援できるよう、地域団体等とのさらなる協働を進める必要がある。
- 児童館の役割の変化等を踏まえ、社会状況やニーズの変化に対応できる児童館職員の人材育成と運営を行っていく必要がある。
- 学童保育クラブは、目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査等を踏まえ、利用時間延長については実施を前提に、対象学年の拡大については実施に向けた条件整理に早急に取り組む必要がある。

### (3) 児童館・学童保育クラブ運営の民間活力の活用検討

- 子育て家庭へのさらなる支援や中高生対応などの児童館事業の再構築、人材活用、知識・技能の継承、ワーク・ライフ・バランスの推進などを見据えた職員の集約化、そして利用（開館）時間の延長によるサービス拡充など、様々な観点から民間による運営を導入していく必要がある。
- 今後、民間の児童館や学童保育クラブが増えていく中で、「目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」に沿った公営との連携、サービスの維持向上に資する体制づくりを行う必要がある。

### (4) 運営に関する評価の検討

- より良い運営を行い、サービス向上に資するため、評価の見える化を行う必要がある。また、「目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」に沿った評価ができるような仕組みづくりを行う必要がある。

### (5) 円滑な人事異動と人材育成の検討

- 児童館・学童保育クラブの他に、子ども家庭支援センター、放課後子ども総合プランのコーディネーター等、福祉職の積極的な異動により、児童館・学童保育クラブも含め子育て支援全体のさらなる質の確保・向上を図る必要がある。
- 知識・技能の継承を図るとともに、すべての職員が他区の現状を把握し分析しつつ、外部の研修を積極的に受講しながら、さらなるスキルアップを行う必要がある。

## 6 取組の具体化策

P 18～

### (1) 総合的な放課後等の居場所づくり

#### ア 目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）

- 令和2年度中に、目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）を策定し、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、一体型を中心とした小学校内学童保育クラブとランドセルひろば（拡充）等の計画的な整備等を実施可能な小学校から順次実施する。

#### イ 児童館・学童保育クラブ拡充整備

- 児童館の拡充整備にあたっては、民間事業者による運営を基本に、地域等と意見交換しながら整備に向けた検討を進めていく。
- 学童保育クラブの拡充整備にあたっては、目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）や目黒区子ども総合計画に基づき、小学校内学童保育クラブを中心に進めていく。

### (2) 児童館等役割再構築計画

- 本方針や目黒区有施設見直し方針等を踏まえて、児童館等の機能・役割について、子どもの福祉的な課題への対応、子育てに関する相談支援などを中心に再構築し、令和2年度中に児童館等役割再構築計画を策定する。また、この計画と合わせて「目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」の改定等についても検討し実施していく。
- 全ての児童館に相談窓口を設置し、地域における子どものための拠点として、より一層気軽に利用できる親しみのある施設としていく方向で検討する。また、施設規模が大きい児童館は、民営を想定し、利用時間延長や中高生対応の充実など特色のある施設としていく方向で検討する。さらに、前述以外の児童館は、公営を基本とし、民間事業者への指導・監督及び運営支援、先駆的な役割に係る検討及び調整など、目黒区の児童館における子育て支援を統括する施設としていく方向で検討する。
- 学童保育クラブは、今後は民営が増えていくことから、公営は「放課後児童クラブ運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」に基づいた学童保育クラブの質を向上させるための調査研究、民営に対する運営支援体制強化、地域との連携、職場倫理の確立等の推進を行っていく。
- 目黒区民センターの見直しを踏まえ、区内最大規模、最大利用者の児童館である目黒区民センター児童館の児童館機能のあり方を検討する。

### (3) 区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画（令和3年度～8年度）

- 令和2年度中に策定する。また、利用時間の延長、民営化対象施設の地域での子育て支援の現状及び各施設の特徴等を踏まえたサービスの拡充を図るため、利用者・保護者とも意見交換をしながら施設・地域に相応しいものを構築していく。
- 円滑な運営と保育の質の確保や確実な履行の担保などを図っていく。なお、学童保育クラブの引継ぎは十分に行えるよう、実施期間や引継ぎの職員配置等を検討していく。

### (4) 運営に関する評価の導入

- 学童保育クラブの利用者アンケートと併せて、国の設置基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく自己評価を全施設で行うこととし、ともに目黒区公式HPで公表していく。また、児童館・学童保育クラブの運営内容について、公営民営を問わず、評価の見える化を図るため、令和2年度中に運営に関する評価方法を検討していく。

### (5) 円滑な人事異動と人材育成の推進

- 児童館等の職場の活性化のための児童館・学童保育クラブ相互異動の基準、その他の職場への異動基準等の協議事項を検討する。
- 職場内研修を充実させるとともに、職員体制を整えて外部の研修を受講するなど、職員の自己啓発の支援に努め、配慮を必要とする子どもへの対応や福祉的な課題に適切に対応することができる人材を育成していくための検討を行う。